

未来のあんしんに向けた取組「エンディングプラン・サポート」の開始

1 要 旨

・静岡市では、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安を解消するとともに、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添うことで、誰もが安心して過ごせるまちになるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を進めています。

【未来のあんしんに向けた取組】 ※2024 年10月25日市長記者会見で発表。別紙参照

① 終活情報の登録・伝達…2025 年 4 月～。本人情報の事前登録により、シニア世代の“もしも”のときに備える取組

② 現金/不動産の生前寄附・遺贈寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援…2024 年 12 月～。次の世代に向けた“思い”を支える取組

③ エンディングプラン・サポート…シニア世代の“最期”を支える取組

・このたび、新たに③エンディングプラン・サポートの準備が整ったことから、11 月4日（月）より、相談受付を開始します。

・エンディングプラン・サポートは、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者と締結する契約（葬儀、家財処分など死後事務に関するもの）に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行い、高齢者の皆さまの未来のあんしんを高める取組です。

2 「未来のあんしんに向けた取組」の背景

・静岡市では、高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯の増加、50 歳時未婚率の上昇等により、高齢者の皆さまに“もしも”のことがあったときに、従来の家族・親族頼みの対応では困難なことが多くなっており、今後、こうした状況がますます深刻化することが見込まれます。

・静岡市が 2022 年度に行った調査（※）によると、孤立死を「身近な問題だと思う」、「やや身近な問題だと思う」と回答した割合が 61.5%となっています。また、認知症等で判断能力が不十分になった場合や死が近い場合に備えた意思表示について「必要性は感じるが、決めていない」と回答した割合が 46.7%となっています。

・これらのことから、自らの最期について不安を感じる一方で、終活に踏み出せていない高齢者の方が多くいることがうかがえます。

・高齢者の皆さまが抱えているこうした状況を踏まえ、静岡市は、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安に寄り添うことで、これからの人生を自分の希望どおりの生き方ができるよう、「未来のあんしんに向けた取組」を開始しました。

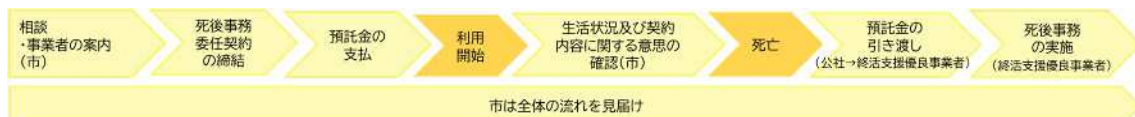
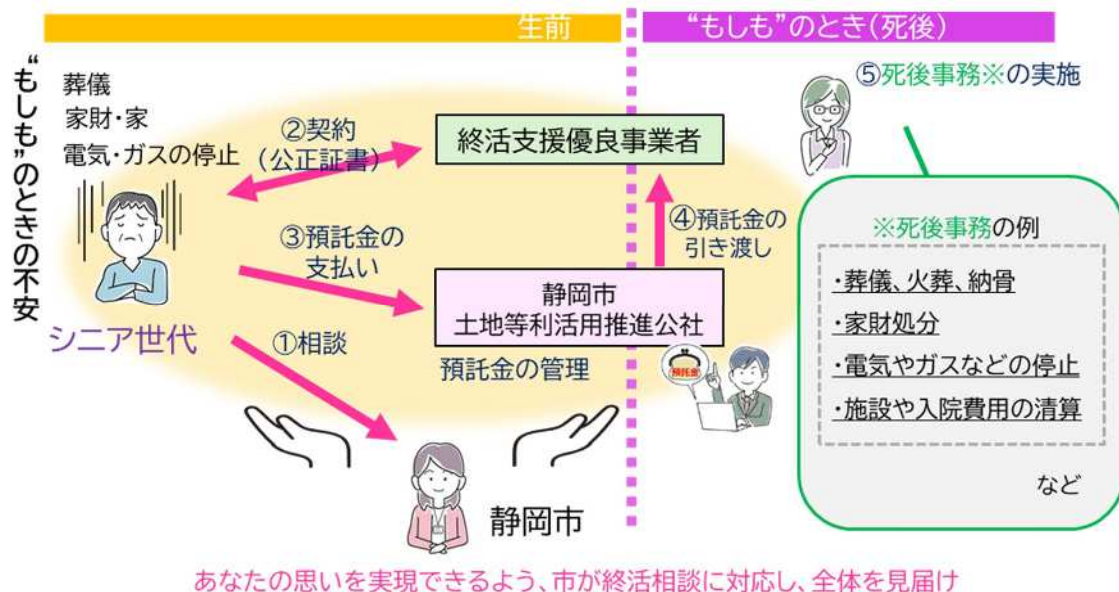
（※）令和4年度第 10 期高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画作成に向けた実態調査報告書（静岡市介護予防・日常生活圏域二ーズ調査／在宅介護実態調査）

【次頁あり】

3 エンディングプラン・サポート

- ・市が終活支援を進める中で、「独り身の自分が亡くなった時、葬儀や家財処分などが、事業者と契約したとおりの対応がなされるのだろうか…」、「頼れる親族がいないが、どうしよう…」といったお声がありました。
- ・市では、高齢者の皆さまが安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を認証する「静岡市終活支援優良事業者認証事業」を実施しています。
- ・このたび、市の関与をさらに一歩進めて、終活支援優良事業者及び静岡市土地等利活用推進公社と連携し、新たな取組として「エンディングプラン・サポート」を開始することとしました。
- ・今回の取組は、市が、皆さまからエンディングプラン・サポートの利用についての相談を受けます。また、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者と死後事務委任契約を締結した場合は、死後事務が終了するまでの一連の過程を見届けるなどのサポートを行い、高齢者の皆さまの“もしも”のときの疑問や不安の解消を目指します。この際、終活支援優良事業者との死後事務委任契約書は、公正証書で作成します。
- ・また、高齢者の皆さまが終活支援優良事業者との契約後に判断能力が不十分になったときには、成年後見制度(※)の利用等、関係機関の支援につなげます。

(※)高齢者が認知症などで判断能力が低下したことにより、契約などの法律行為ができず、サービスを受けられなかったり、財産侵害を受けたりすることがないように、家庭裁判所から選任された成年後見人等が法律的に支援をする制度



安心感を高める5つのポイント

- 1 市、終活支援優良事業者及び公社が連携してあなたの終活をサポート
- 2 市の基準を満たし認証を受けた「終活支援優良事業者」が死後事務を実施
- 3 市の外郭団体である公社があなたの預託金を確実に管理
- 4 契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成
- 5 あなたの思いを実現できるよう、市が終活相談に対応(遺言や寄附・遺贈の取扱いについても案内)し、全体を見届け

(1)エンディングプラン・サポートの利用の流れ

- ① 利用を希望される方は、静岡市(安心感がある温かい社会推進課)に、ご相談ください。

静岡市は、終活支援優良事業者を紹介するとともに、利用希望者と事業者の死後事務委任契約の締結に向けた話し合いをサポートします。

終活支援優良事業者…静岡市では、高齢者の皆さまが安心して終活支援事業者を利用できるよう、市が定める認証基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証(2025 年 10 月21日時点で2者※)しています。

※社会福祉法人まごころ、合同会社 Welbie(ウェルビー)

死後事務委任契約…利用者自身が亡くなった後の葬儀や納骨のほか、家財処分、電気・ガス料金や施設・入院費用の清算などの事務手続きを、第三者に委任する契約のこと。

- ② 利用希望者と終活支援優良事業者は、公正証書により死後事務委任契約を締結します。利用者は必要に応じて遺言書も作成します。

公正証書…公証人が個人等から依頼を受けて作成する公文書で、高い証拠力と執行力を持ちます。エンディングプラン・サポートでは、契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成します。

- ③ 利用者は、死後事務委任契約の履行のための経費を、市の外郭団体である「静岡市土地等利活用推進公社」に預託します。公社は、皆さまから預かった預託金を確実に管理します。

静岡市土地等利活用推進公社…静岡市が 100%出資する一般財団法人で、市との「未来のあんしんに向けた取組の推進に関する協定」に基づき、空き家の利活用及び死後事務委任契約における預託金の管理を行います。

- ④ 利用者が亡くなった後、終活支援優良事業者は、静岡市土地等利活用推進公社から預託金を受け取ります。

- ⑤ 終活支援優良事業者は、契約に基づき事務を実施します。

・市は、死後事務の実施を確認します。

(2)対象者

静岡市内に住所を有する原則 65 歳以上で、頼れる親族がいない方

(3)利用料金

- ・静岡市のサポートは無料
- ・預託金など、死後事務委任契約に伴い発生する費用は利用者の自己負担
- ・預託金は、“もしも”のときまで、何年間でもお預かりします。
- ・自己負担額は、あなたの契約内容によって異なり、上限額はありません。

【次頁あり】

(4)連携協定の締結

エンディングプラン・サポートの開始にあたり、「静岡市と終活支援優良事業者」、「静岡市と静岡市土地等利活用推進公社」との間に、それぞれ事業実施に関する連携協定を締結します。

(5)その他

- ・ 終活にあたっては、お住まいの家の行く末をどうするかといった問題も避けては通れません。お困りの場合は、静岡市が公社とともに、お住まいの家・空き家に関する皆さんの悩みをお聞きし、利活用方法の提案や売却・賃借等を支援します。
- ・ 預託金は、終活に関する本人の思いや生活状況等を確認し、足りなくなることはないよう所要の経費を算出します。余った場合の対応も、本人の思い・考えを事前に確認しておき、必要な手続きをとります。

参考:その他の「未来のあんしんに向けた取組」の概要

1 終活情報の登録・伝達(2025 年4月～)

高齢者の皆さまから終活情報(緊急連絡先等)をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等、“もしも”のときに自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等からの照会に応じ、市が本人に代わりその終活情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようにしました。

＜登録状況＞(2025 年9月末現在)

葵区 7件、駿河区 2件、清水区 5件、計 14 件

2 現金/不動産の生前寄附・遺贈寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援、文化財・まちなみ保存への支援(2024 年 12 月～)

自らの財産(現金/不動産)を次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用していきます。

＜不動産の寄附に関する相談件数＞(2025 年9月末現在) 8件

これらの3つの取組は、それぞれ単独での利用も、それぞれを組み合わせでの利用も可能です。皆さまの事情に応じてご利用いただけます。まずは、担当課にご相談ください。

担 当:保健福祉長寿局 地域支え合い推進部
安心感がある温かい社会推進課(054-221-1598)

未来のあんしんに向けた取組 ～終活を通じて、誰もが安心して過ごせるまちへ～

別紙

未来への疑問...

元気なうちに、“もしも”の準備をしたいけど、何から始めればいいのか...

未来への不安...

“もしも”のとき、家族に負担をかけたくない...
独り身で、亡くなってから、事業者と契約した
とおりの対応がされるか不安...

未来への希望...

“もしも”のときは、自分の財産を若い世代の
ために使ってほしい...

未来のあんしんに向けた3つの取組

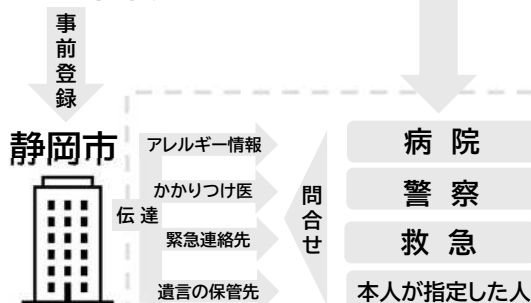
取組開始:
2025(令和7)年4月～

終活情報の登録・伝達

(本人情報の事前登録により、“もしも”のときに備える)

シニア世代

本人の“もしも”のとき



以下の情報を市が保管し、本人が倒れた場合や、
お亡くなりになったときは、関係機関や指定した
人からの照会に応じて、以下の情報を開示する

- ・本籍
- ・緊急連絡先
- ・かかりつけ医
- ・アレルギー情報
- ・お墓の場所
- ・遺言書の保管場所 など

【意 義】(シニア世代の“不安”を支える)

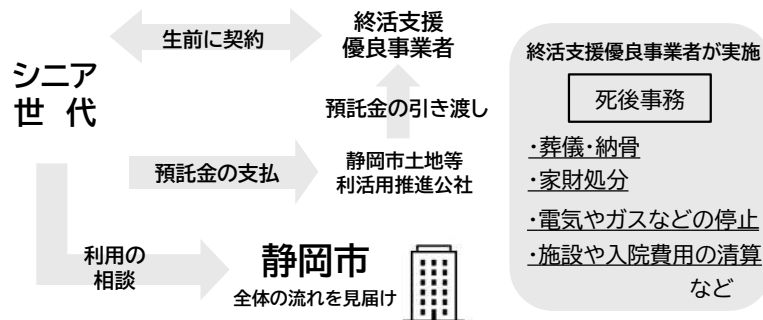
- ・事故や病気などで意思表示ができなくなった場合でも、登録された情報をもとに、本人の意思を伝えられる。
- ・自らが亡くなったときに向け、遺言書の保管場所など、通常自治体が把握していない情報も、事前に登録できる。

取組開始:
2025(令和7)年11月～

エンディングプラン・サポート

(葬儀・納骨、家財処分など死後事務の実施を確認)

シニア世代



生前に本人が結んだ死後事務委任契約の履行を確認する

- ・預託金は静岡市土地等利活用推進公社が管理
- ・本人の死後、終活支援優良事業者は、静岡市土地等利活用推進公社から預託金を受け取り、契約に基づく事務を実施する
- ・市は、一連の事務が実施されることを見届ける

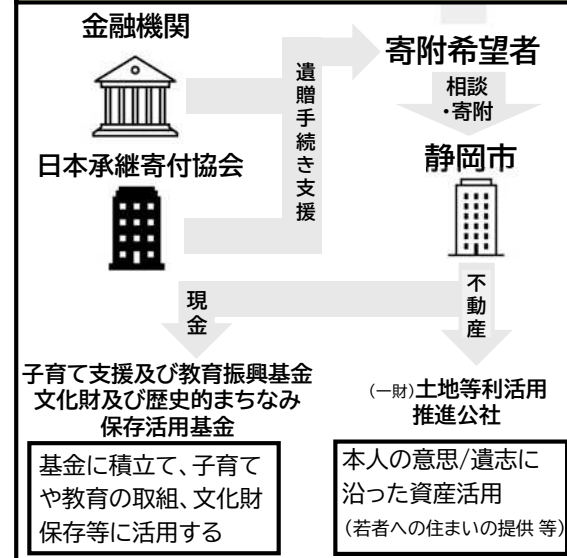
【意 義】(シニア世代の“最期”を支える)

- ・市、終活支援優良事業者及び公社が連携して市民の終活をサポート
- ・市の基準を満たし認証を受けた終活支援優良事業者が死後事務を実施
- ・市の外郭団体である公社が預託金を確実に管理
- ・契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成
- ・市民の思いを実現できるよう、市が終活相談に対応、全体を見届け

取組開始:
2024(令和6)年12月2日～

次世代につなぐ、あなたの思い

(寄附による次世代を担う人々の子育て・教育等への支援)
(寄附による文化財・まちなみ保存への支援)



【意 義】(次の世代に向けた“思い”を支える)

- ・本人の意思/遺志を、子育てや文化財保護などの次の世代に引き継ぐために活用できる。
- ・現金だけでなく、不動産も寄附対象とすることで、子育て世帯や若者向けの住まいに有効活用できる。